

〔論 文〕

英国におけるリスク情報開示

菊谷 正人

I はじめに

近年、企業活動に伴うリスク (risk) が多様化し、リスクテイキングによる損失も巨大化・深刻化している。たとえば、1973年3月9日に本格的に変動為替相場制度に移行したために為替リスク (為替損失) が顕在化したり、2008年9月15日に米国投資銀行のリーマン・ブラザーズが破産申請を行ったために、国際金融資本市場における金融危機(金融リスク)が起こった。わが国では、東芝の組織ぐるみによる「不適切な会計処理」(粉飾決算)で巨大損失が明るみに出た。このような企業内外のリスク環境の変容やオフバランス処理による損失(負債)の隠蔽工作等に対して、「リスク会計」の構築が提唱され始め、各国の会計基準設定機関は財務諸表本体において新規の認識・測定テクニックで対応するとともに、財務諸表外におけるリスク情報開示システムを導入してきた。

本稿では、英国におけるリスク情報開示制度について管見し、わが国における相違点を浮き彫りにすることにより、リスク情報開示に係る参考題材としたい。ただし、英国における財務報告制度が、会社法 (The Companies Act) で規定されている会計規定およびプライベート・セクターの自己規制機関 (private sector self-regulatory body) が公表する会計基準 (accounting standards) から成り立っているため、リスク情報の具体的内容もそれぞれに異なっている。したがって、まず、英国財務報告制度の特徴および財務報告上の「リスク」の意義・種類を概観した上で、次に、英国会社法におけるリスク情

報開示制度と会計基準におけるリスク情報開示制度の内容・特徴を比較分析的に検討したい。

II 英国における財務報告制度の特徴

1. 会社法における財務報告制度

従来からの特許状 (charter) や議会特別法 (Special Act of Parliament) による設立ではなく、登記 (registration) による法人格の付与 (すなわち会社設立) を認める準則主義会社法として「ジョイント・ストック会社法」(Joint Stock Companies Act — 正式名称は、An Act for the Registration, Incorporation, and Regulation of Joint Stock Companies という) が1844年に公布された。1844年会社法は、無限責任という条件付きではあったが、登記によって法人格を取得させる準則主義が制定法 (statutory law) の形で初めて導入されたという意味において、英国会社法近代化における母法である。会計関連事項においても、現行会社法の最高規範とされる「真実かつ公正な概観」(true and fair view) の前身とみられる概念が規定されていた。すなわち、取締役が会計帳簿の記録を義務付けるとともに、「完全かつ公正な」(full and fair) 貸借対照表の作成および監査役への提出を義務づけている (菊谷 [1994] 195頁)。

英国では、法律の改正が必要になった場合、旧法はそのままにして新法を制定し、法律の数が増えて煩わしくなると、これらを総括・統合して、これまでの法律を廃止する方式が採用されている。たとえば、第1次総括法 (first great Consolidation Act) として1862年会社法が制定

され、1908年まで基本法（principal Act）となっている。ちなみに、総括法は、1862年、1908年、1929年、1948年、1985年および2006年に制定されている。

第3次総括法である1929年会社法は、貸借対照表および損益計算書の作成・総会への提出義務を指示し、公開会社に対して損益計算書も会社登記官に届けることを要求した。1947年会社法には、英国における財務諸表作成の最優先原則となっている「真実かつ公正な概観」という用語が初めて登場し、第4次総括法である1948年会社法に受け継がれた。1948年会社法は、損益計算書を貸借対照表と同様の地位にまで引き上げ、初めて監査対象とするとともに、さらに、連結貸借対照表・連結損益計算書を含む総合計算書類（group accounts）の作成を要求した。その場合、貸借対照表・損益計算書作成の基本的規定である「真実かつ公正な概観」原則のみが会社法の条文の中に盛り込まれ、開示に関する詳細な会計規定は頻繁な改正を予想して附則（Schedule）に設けられている（中川〔1991〕51頁）。

第5次総括法である「1985年会社法」では、附則第4の中で会計原則（accounting principles）として「継続企業概念」（第10項）、「継続性の原則」（第11項）、「慎重性の原則」（第12項）、「発生主義」（第13項）および「総額主義」（第14項）が規定され、なおかつ、「会社法規定からの離脱条項」が附則第4第15項に次のように規定されていた。

「会計年度に関する会社の計算書類を作成する際に、上記の会計原則の一つでも離脱する特別な理由があると思われるときは、会社の取締役は当該原則から離脱しなければならない。ただし、その明細、その理由および影響を計算書類の脚注に記載しなければならない。」

わが国の会計法規と比較して、英国会社法に特徴的である点は、財務諸表の「真実かつ公正な概観」の付与を最優先原則として位置づけ、かつ、それと関連して会社法規定（および会計基準）からの離脱が明文化されているということである。

ただし、会社法は「真実かつ公正な概観」について何ら具体的な説明を行っていない。「真実かつ公正」という用語の抽象性のために明確かつ具体的な定義を付すことができないが、最大公約数的に諸見解をまとめると、「真実かつ公正な概観」とは、企業取引の真実な経済実態（economic reality）を反映するように偏見や虚偽なく、あるいは重要な事実の脱漏なく、真実かつ確実に財務諸表を作成・表示することを要求している概念である（Lee〔1984〕pp.256～257）。「真実かつ公正な概観」という概念は、会社法に会計規定を設けるフランコ・ジャーマン流の大陸法にみられるような規定方式（prescriptive approach）とは異なり、曖昧さと抽象性を残すが、財務諸表の内容・様式に関する最高規範として他の諸規定に優先している（菊谷〔1988〕171頁）。

2. 会計基準における財務報告制度

前述したように、英国では、コモン・ローの法体系のもとで会社法に詳細な会計規定は設けられていない。したがって、会計実践は取締役あるいは会計人の判断に委ねられてきた。その場合、1970年までイングランド、ウェールズ、スコットランドおよび北アイルランドの4ヵ国全域にわたって統一された全英的な会計基準が存在していなかったため、これに代わるものとして、職業会計士団体を代表するイングランド・ウェールズ勅許会計士協会（The Institute of Chartered Accountants in England and Wales: 以下、ICAEWと略す）が1942年から1969年までに公表した29篇の「会計原則勧告書」（*Recommendations on Accounting Principle*）が奨励的原則として利用されていた。これらの勧告書は、現行の会計実務の要約であり、最良の実務指針（guidance on best practice）として受け入れられてきたが、ICAEWのメンバーを拘束する原則ではなかったために、特定状況における会計処理に対する合意は存在せず、企業間の会計実務は多様かつ不統一であった（菊谷〔1988〕3頁）。

財務会計・報告に関する差異を縮小するために、統一的に全英で共通する「基準会計実務書」

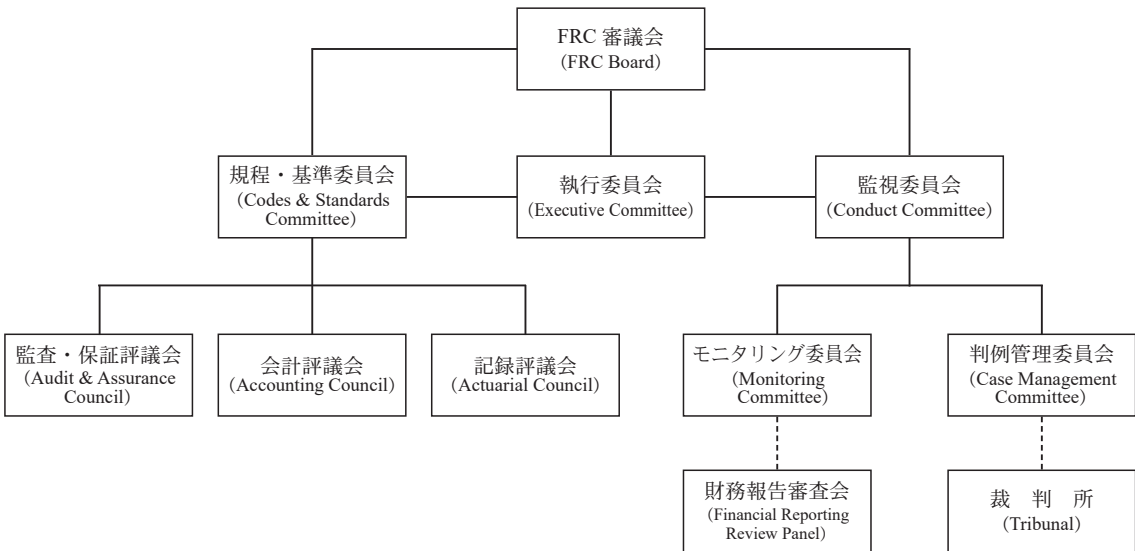
(Statement of Standard Accounting Practice : 以下、SSAP と略す)を作成するために、「会計基準運営委員会」(Accounting Standards Steering Committee : 以下、ASSC と略す) が 1970 年 1 月に設立された。ASSC は 1976 年 2 月に「会計基準委員会」(Accounting Standards Committee : 以下、ASC と略す) と改称され、引き続き SSAP を公表してきたが、1990 年 8 月に「会計基準審議会」(Accounting Standards Board: 以下、ASB と略す) に改組・改称された。ASB は、AS (S) C 設定の SSAP を承認・継続するとともに、独自に「財務報告基準」(Financial Reporting Standard: 以下、FRS と略す) を作成・公表していた。

2002 年 7 月に EU 理事会で採択された「国際会計基準の適用に関する規則」(第 4 条) が、「2005 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から、EU 加盟国法が適用される EU 域内の上場企業はすべて国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成すること」を制度的に義務付けたため、英国においても連結財務諸表レベルでは、1973 年 6 月に設立された国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee) が作成した「国際会計基準」(IAS) および 2001 年 4 月に改組・改称された国際会計基準

審議会 (International Accounting Standards Board : 以下、IASB と略す) が作成・公表している「国際財務報告基準」(International Financial Reporting Standard : IFRS—以下、IAS と合わせて IFRS と総称する) を適用することになった (UK Accounting Consulting Services team of Pricewaterhouse Coopers LLP [2011] par.1.5)。

小規模企業にとっては、経済的実質優先主義・時価評価の部分的容認等をメルクマールとし、将来キャッシュフローの割引計算・見積数値計算等の煩雑な計算を多用する IFRS の採用は過重負担を強いるので、小規模企業に対する固有の会計基準を設定する「小会社向け基本的附則設定法」(basic schedule for small companies) が採択された。IFRS は上場企業の連結財務諸表に、ASB により 2001 年 12 月に公表された「小規模事業体のための財務報告基準」(Financial Reporting Standard for Smaller Entities : 以下、FRSSE と略す) が小規模企業に適用されることになった。つまり、一国内に大企業向け会計基準と小企業向け会計基準が並存し、「重層的会計基準設定」が存立している。その場合、大規模企業・小規模企業のそれぞれの範囲内では、ダブル・スタンダードは生じていない (菊谷

図 1 英国における財務報告評議会 (FRC) の新しい組織図



出所：KPMG/ あずさ監査法人 [2014] 38 頁加筆修正。

[2013a] 53 頁)。を独自で積極的に開発することを諦め、IASB
 さらに、2005 年には、自国の会計基準 (FRS) とともに IFRS の開発に影響力を行使する会計

表 1 FRS102 の具体的内容

章	基 準 名
1	範囲 (Scope)
2	概念および一般普及原則 (Concepts and Pervasive Principles)
3	財務諸表の表示 (Financial Statement Presentation)
4	財政状態計算書 (Statement of Financial Position)
5	包括利益計算書および損益計算書 (Statement of Comprehensive Income and Income Statement)
6	持分変動計算書および損益・利益剰余金計算書 (Statement of Changes in Equity and Statement of Income and Retained Earnings)
7	キャッシュ・フロー計算書 (Statement of Cash Flows)
8	財務諸表に対する注記 (Notes to the Financial Statements)
9	連結財務諸表および個別財務諸表 (Consolidated and Separate Financial Statements)
10	会計方針、見積りおよび誤謬 (Accounting Policies, Estimates and Errors)
11	一次金融商品 (Basic Financial Instruments)
12	その他の金融商品の課題 (Other Financial Instruments Issues)
13	棚卸資産 (Inventories)
14	関連会社に対する投資 (Investments in Associates)
15	ジョイント・ベンチャーに対する投資 (Investments in Joint Ventures)
16	投資不動産 (Investment Property)
17	有形固定資産 (Property, Plant and Equipment)
18	のれん以外の無形資産 (Intangible Assets other than Goodwill)
19	企業結合およびのれん (Business Combinations and Goodwill)
20	リース (Leases)
21	引当金および偶発事象 (Provisions and Contingencies)
22	負債および持分 (Liabilities and Equity)
23	収益 (Revenue)
24	政府補助金 (Government Grants)
25	借入費用 (Borrowing Costs)
26	株式報酬 (Share-based Payment)
27	資産の減損 (Impairment of Assets)
28	従業員給付 (Employee Benefits)
29	所得税 (Income Tax)
30	外貨換算 (Foreign Currency Translation)
31	超インフレ (Hyperinflation)
32	後発事象 (Events after the End of the Reporting Period)
33	関連当事者の開示 (Related Party Disclosures)
34	専門的活動 (Specialised Activities)
35	本 FRS への移行 (Transition to this FRS)

出所：KPMG/ あずさ監査法人〔2014〕92～93頁一部修正。

戦略に切り替えた(沖野〔2006〕80～83頁)。なお、会計基準設定機関の作業プログラムを指導・監督し、当該作業の資金を確保するために1990年8月に創設された「財務報告評議会」(Financial Reporting Council:以下、FRCと略す)の下部組織であったASBは廃止され、FRC審議会の新しい内部組織の「規程・基準委員会」(Codes & Standards Committee)に新設された「会計評議会」(Accounting Council:AC)が英国の会計基準設定機関として2012年7月2日よりその任務を引き継いでいる(沖野〔2012〕89頁)。なお、2012年に大規模に改組された新FRC審議会は、戦略的な助言を任務とする執行委員会(Executive Committee)、企業の財務報告・監査法人の監査業務等の監督を任務とする監視委員会(Conduct Committee)および財務報告基準・監査基準等に関する助言を任務とする「規程・基準委員会」から成り、さらに、後二者はそれぞれの下部組織から構成されている。図1は、英国におけるプライベート・セクターの会計基準自己規制機関の新しい組織図である。

FRCは、FRSSEと「実務勧告書⁽¹⁾」(Statements of Recommended Practice:SORP)を除き、すべての現行FRS等を廃止し、2015年1月1日から簡潔な財務報告制度を実現するためにコンパクトに集約化された新会計基準として、2012年11月にFRS100「財務報告規定の適用」(Application of Financial Reporting Requirements)とFRS101「開示減免フレームワーク」(Reduced Disclosure Framework)、2013年3月にFRS102「英国・アイルランド共和国で適用される財務報告基準」(The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland)を公表した。FRS100は新しい会計制度導入のための全体ルールであり、FRS101は特定企業に対して認められるIFRS適用の開示減免規定であるが、FRS102は、IASBが2009年7月に公表した「中小企業のための国際財務報告基準」(International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities:以下、中小企業用IFRSと略す)に一部修正を加えた上で、英国会社法上の要請等を考慮に入れて新しく作成された会計基準である(KPMG/あずさ監査

法人〔2014〕41頁および82～83頁)。したがって、IFRSを強制適用しなければならない上場企業の連結財務諸表およびFRSSE適用企業の財務諸表を除き、英国企業の財務諸表にはIFRSまたはFRS102が選択適用されることになる⁽²⁾。

英国における自国の会計基準として中心的役割を果たすことになるFRS102の具体的な内容は、表1に示されている。

Ⅲ リスクの意義・種類

企業の「リスク」とは、企業の存在を脅かす、究極的には経営破綻に陥いれる阻害要因をいう。具体的には、将来の不確実な変動要因により企業に損失・損傷をもたらす危険性、企業目標の達成を阻害する危険性である。姚〔(2013)25頁〕も指摘しているように、「リスク」は不確実性(uncertainty)と関連づけられるが、「不確実性」とは、将来事象が確実に予測できないことから生じる未確定状態をいい、「将来的」、「事前的」、「未確定的」な特徴を有する。「不確実性」が測定不可能・想定不可能なものであるが、「リスク」は測定可能な不確実性である(姚〔2013〕57頁)。つまり、リスクは企業に対する損失・損傷の不確実性である。

リスクは、将来の不確実な変動要因(リスク発生源)により、(1)経済的リスク(価格変動・金利変動・株価変動・為替相場変動等による損失可能性)、(2)労働的リスク(労働供給力・労働の質的水準の不安定性、労働組合の運動強化等による損失可能性)、(3)自然的リスク(気候・気象上の不安定性、天災の多発性、希少資源の枯渇化等による損失可能性)、(4)社会的リスク(消費者行動・意識の激変、社会制度の改変、人権問題等による損失可能性)、(5)政治的リスク(政権交替・法令改変、財産没収、革命、戦争等による損失可能性)に分けることができる(菊谷〔1997a〕216頁)。これらのリスクは、基本的には、経営者がコントロールできない外部的事象から生じている点に特徴がある。ただし、労働的リスク、不正経理・誤謬・判断ミス等のように、企業内部事象から生じる

「企業固有リスク」も存在する⁽³⁾。

開示対象リスク（リスク情報開示対象）は、企業が行う投資の特徴に応じて「事業リスク」と「金融リスク」に分けることができる。投資の成果の達成について「事業投資」と「金融投資」には相違があり、前者が事業の遂行を通じて将来の経済的便益を得ることを目的とした投資、後者が資産の運用または市場価格変動（価格変動・金利変動・株価変動・為替相場変動等）によって利益を獲得することを目的とした投資であり、両者とも将来の経済的便益の流入に重点が置かれているが、投資のリスクは、不確実性が解除されるまでは、解放されない。「事業リスク」は、企業本来の主要目的である事業に関するリスクであり、「金融リスク」は、企業が金融投資を通じて所有する金融商品に関するリスクである。事業投資により所有している事業用資産、金融投資により保有している金融商品（金融資産・金融負債）には、所有・保持する限り、前記の経済的リスク、社会的・労働的リスク、自然的（環境的）リスク、政治的リスク等に絶えず晒されている。

事業活動あるいは事業用資産の所有に伴う「事業リスク」には、価格変動リスク、為替変動リスク、需要変動リスク、製品安全性リスク、労働力リスク、市場競争リスク、法令順守リスク・訴訟リスク、環境リスク、不正経理リスク、人権侵害リスク、カントリーリスク等が列挙されるであろう。金融活動あるいは金融資産の所有に伴う「金融リスク」は、一般的に、(a)「信用リスク」（金融商品の契約当事者の一方が債務を履行しないことによって、他の一方に金融損失を引き起こすリスク）、(b)「流動性リスク」（企業が金融負債に関連する債務を履行する際に困難に直面するリスク）、(c)「市場リスク」（金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが市場価格変動によって変動するリスク）に分けることができる（IFRS7, pars.36～40, Appendix A）

このように、企業を取り巻くリスクには外在的・内在的リスクが存在するが、その種類によって開示内容・方法は異なる。

IV 会社法における会計規定の特徴およびリスク情報開示

1. 英国会社法における会計規定の特徴

第4次総括法である1948年会社法を補完するために制定された1967年会社法は、「会社法検討委員会」（「ジェンキンス委員会」と通称されている）の勧告を受け入れて、「取締役報告書」（director's report）の作成、注記（footnote）における開示情報の大幅拡大等を追加規定している。1980年以降の会社法に対しては、英国が1973年1月にEU（当時はEEC）に加盟したことにより、従来 of 会社法とは異なり、加盟国が国内法を修正する条約上の義務を負う「会社法に関する指令」（Directive on Company Law）の国内法化が課されている⁽⁴⁾。ただし、英国の会社法もEC指令の規定に影響を及ぼしている。たとえば、1974年修正前の第4指令草案第2条には、「財務諸表は整然かつ適切な（regular and proper）会計原則を遵守しなければならない。」と規定されていたが、英国のEC加盟によって「整然かつ適切」が「真実かつ公正」に訂正されている（Tweedie [1984] pp.423～424）。

個別財務諸表の会計規定に関するEC第4指令（1978年7月採択）は、1981年会社法の中に大幅に採り入れられ、結果的に、1948年会社法以来の大改正となった。たとえば、会社を大会社・中会社・小会社に分類し、小会社（および中会社）に対して財務諸表・開示内容等の簡略化が容認されたり、「取締役報告書」の開示内容が拡充されるとともに初めて監査対象になっている⁽⁵⁾。第5次総括法として公布された1985年会社法には、新規の重要な要件は盛り込まれなかったが、計算書類、取締役報告書および監査報告書の内容と様式に関する開示要件の詳細は、本法中ではなく、一連の附則（附則第4～附則第10）に記載されている。1985年法の修正法である1989年会社法は、EC第7指令「連結財務諸表」（1983年6月採択）を1990年1月1日までに国内法化するために制定されていたので、連結財務諸表に関する詳細な規定が導入された（菊谷 [1994] 199頁）。

1948年会社法第149条第1項および1985年会社法第228条第2項の規定を受け継いだ2006年会社法(The Companies Act 2006)第396条第2項によれば、「計算書類(accounts)は、(a)貸借対照表の場合には、期末現在における会社の業務状態(state of affairs of the company)に関して真実かつ公正な概観を付与し、(b)損益計算書の場合には、会計期間の会社の損益(profit or loss of the company)に関して真実かつ公正な概観を付与しなければならない。」と規定されている。連結財務諸表に対しても、2006年会社法第404条第1項は、「当該会社の構成メンバーに関連する限り、全体として連結(consolidation)に含まれ、事業体の会計年度末の業務状態および当該会計年度の損益について、真実かつ公正な概観を付与しなければならない。」と規定している。

さらに、英国会社法では、「真実かつ公正な概観」という最優先原則を盾に、「会社法規定からの離脱」が正当化されている。附則第4(第15項)の中に組み入れられていた「離脱条項」を本法化した1989年会社法第226条第1項(5)の規定を受け継いだ2006年会社法第396条第5項は、次のように定めている。

「特定の状況において、当該諸規定への準拠(compliance with any those provisions)が真実かつ公正な概観に付与する要請と一致しない場合には、真実かつ公正な概観を示すに必要な範囲で取締役は当該規定から離脱しなければならない。

離脱の明細(Particulars of departure)、その理由および影響(the reasons for it and its affect)を財務諸表の脚注に記載しなければならない。」

英国では、強行法規たる会社法の規定が必ずしも優先されるとは限らない。「真実かつ公正な概観」という最優先原則に照らして、成文化された規則から離脱することができ、自ら他の要件・基準を創造することもできる。成文化された法規・基準は、完全なものでも網羅的なものでもなく、社会・経済的変容とともに不適當になることを立法者はよく認識している(田中[1986] 90～91頁)。

2. 英国会社法におけるリスク情報開示の特徴

2006年会社法(第415条～第416条)では、「小会社⁽⁶⁾」(small companies)を除く会社に「取締役報告書」(directors' report)の作成が義務付けられている。「取締役報告書」には、(a)会社の事業の公正な概況(a fair review)および(b)当該会社が直面している主要なリスクと不確実性(principal risks and uncertainties)の記載を含む「事業概況」(business review)が開示されなければならない(2006年会社法第417条第1項、第3項)。さらに、上場会社(quoted company)の場合には、当該会社の事業展開、事業業績または事業状態(development, performance or position of the company's business)の理解のために、下記のような事項が「事業概況」の中に開陳される必要がある(2006年会社法第417条第5項)。

- (a) 当該会社の事業の将来における展開・業績・状態に影響を及ぼすであろう主たる傾向と要因
- (b) 環境問題(environmental matters)、従業員(employee)、社会的・地域的課題(social and community issues)に関する情報
- (c) 当該会社の事業にとって欠くことのできない契約またはその他の協定に係わる人物の情報

このように、会社法では、財務諸表を補完する情報として、非財務情報を記載する「取締役報告書」の提出が義務付けられ、その中で「事業概況」の開示が要求されている。「事業概況」では、事業に係るリスク・不確実性、環境リスク、社会リスク等が斜述的ディスクロージャー(narrative disclosure)によって解説されることになる。

ただし、2013年9月30日以降には、「取締役報告書」に記載されていた「事業概況」は、新しく導入された「戦略報告書」(strategic report)の中で内容強化した形で開示されることになった。「取締役報告書」における「事業概況」と同様に、「戦略報告書」においても、(a)会社の事業の公正な概観と(b)当該会社が直面している主要なリスクと不確実性が開示される

(Haworth and Rigelsford [2013] pp.141 ~ 142)。

なお、「上場会社⁽⁷⁾」には、追加的情報要求 (additional disclosure requirements) として、(a) 当該会社の将来における事業展開・業績・状態に影響を及ぼすであろう主たる傾向と要因、(b) 環境問題、従業員、社会・地域・人権問題 (social, community and human rights issues) に関する情報が強制開示される。「取締役報告書」に比べて、人権問題の開示が拡充されている。さらに、2006年会社法第414条第7項(a)・(b)の規定により、「戦略報告書」には、会社の戦略およびビジネス・モデルも記述しなければならない (Haworth and Rigelsford [2013] p.146)。このように、英国会社法では、重い社会的責任を負う上場会社に対しては、事業リスク・金融リスクのほかに、自然的リスク (環境問題等)、労働的リスク (従業員問題等)、社会的リスク (人権問題等) も開示対象となっている。

もし、決算日後における重大な取得 (substantial acquisition) のような「後発事象」(post balance sheet events) が生じた場合、戦略的重要性 (strategic importance) があれば「戦略報告書」に記載しなければならない (Haworth and Rigelsford [2013] p.111)。

「継続企業」(going concern) の記載は、キャドバリー法 (Cadbury Code) の規定により1992年に初めて導入されたが、「継続企業と流動性リスク：英国会社の取締役2009年ガイダンス」(Going Concern and Liquidity Risk : Guidance for Directors of UK Companies 2009) に従って、上場会社では年次報告書 (annual report and accounts) の中で「継続企業」と「流動性リスク」に関する情報が開示されなければならない (Haworth and Rigelsford [2013] p.702)。

V 会計基準におけるリスク情報開示の特徴

1. ASSC 公表の『会社報告書』とその影響 — 統合報告書の源泉 —

全英的に初めて設立された会計設定機関である ASSC は、会計基準 (SSAP) の作成だけではなく、将来における財務報告の展開のためのディスカッション・ペーパー『会社報告書』(The

Corporate Report) を1975年7月に公表している。

『会社報告書』は、投資者・債権者・従業員・アナリスト・取引先・政府・一般大衆等の情報利用者の情報要求に応えるため、上場会社・大会社の「公的アカウンタビリティ」(public accountability) の履行の観点から、財務情報開示の質的・量的拡大を提案している。英国会計学会の重鎮であるパーカー (R.H. Parker) も評したように、『会社報告書』は「法規や会計基準に説明されてこなかった革命的な著作」(Parker [1984] p.84) であり、米国の「トルーブラッド報告書」(Treublood Report) と並んで、財務報告の目的に関する討議に非常に貢献した (Scapens [1981] p.118. 邦訳書、125頁)。たとえば、既存の貸借対照表、損益計算書、資金計算書 (現在、キャッシュ・フロー計算書) に加えて、次のような財務情報あるいは財務諸表の提供を勧告している (ASSC [1975] pars.6.5 ~ 6.42)。

- (a) 付加価値計算書 (企業努力による利益を従業員、資本提供者、国家および再投資にいかにかに割り当てたかを示す計算書)
- (b) 雇用報告書 (生計を企業に依存する労働力の規模と構成、従業員の労働貢献度および稼得利益を示す報告書)
- (c) 政府との貨幣取引明細書 (企業と国家との間の財務的関係を示す明細書)
- (d) 外貨建取引明細書 (英国と外国との間で報告企業が取引した外貨建取引の明細書)
- (e) 将来予測説明書 (将来の利益、雇用および投資水準等を示す説明書)
- (f) 会社目的説明書 (経営方針、中期経営戦略を示す説明書)

「付加価値計算書」(statement of value added) とは、たとえば、売上高、購入材料・サービス、従業員賃金・報酬、支払利子・配当、未払税金、再投資のために留保する金額等を表示・計上する計算書である。「雇用報告書」(employment report) とは、従業員数、従業員の地域的配置、終身被雇用者の年齢配分、年間労働時間、労務費、年金、教育・訓練、訓練費、組合、その他従業員に関する情報を開示する報告書である。「政府との貨幣取引明細書」(statement of money

exchange with government) には、付加価値税、法人税、固定資産税、その他の租税および国庫補助金等が開示される。「外貨建取引明細書」(statement of transaction in foreign currency) には、社会・国益に関して企業の経済的機能と業績を評価するために、輸出入による現金収支、海外への貸付・投資、海外からの借入・投資、海外からの配当・利子、海外への配当・利子等に関する情報が開示される。「将来予測説明書」(statement of future prospects) によって、利用者は企業の将来予測を評価し、経営者の業績を評価することができる。「会社目的説明書」(statement of corporate objectives) には、売上高、付加価値、収益性、投資および財務、配当、雇用、消費者問題、環境問題、その他社会問題に関する一般的な方針・情報が盛り込まれるので、これによって利用者は、経営者の業績、効率および目的を評価することができる。

このような財務諸表あるいは財務情報は、会計数値化できる項目・事象ばかりではなく、財務的に数量化できない非会計・非財務情報も含まれている。これらの報告により、種々の情報利用者は会社に関する特定の状況を知ることができる(菊谷〔1988〕192頁)。

これらの財務情報・計算書類に加えて、公害対策費用等の社会費用(social cost)を内部費用化する社会責任会計(social accounting)、地域別・業種別セグメント情報も提供されるべきであると『会社報告書』は提言する(ASSC〔1975〕pars.6.43～6.53)。さらに、「会長あるいは代表取締役による説明書」(statement by the chairman or chief officer)の作成も奨励されている(ASSC〔1975〕6.54)。当該説明書は、「取締役報告書」として会社法で作成が義務づけられている。このように、『会社報告書』は、その後における財務報告に関する議論および会社報告書自体に大きなインパクトを与え、たとえば、大企業の中には付加価値計算書、雇用報告書を作成する企業も現れた(菊谷〔1988〕194頁)。さらに、1990年代以降、任意の開示であるが、「環境報告書」、「CSR報告書」等も公表されている。

本格的な環境会計・環境報告書の展開は、1980年代後半に入り、オゾン層の破壊(ozone

layer depletion)、地球温暖化(global warming)、酸性雨(acid rain)、海洋汚染(ocean pollution)、空気汚染(air pollution)等の環境破壊(environmental disruption)が地球規模的な影響および将来の世代に影響を及ぼす問題となり、その対応が緊急を要するものになった1990年に入ってからである。環境問題を取り扱う会計分野として、環境保護あるいは環境負荷低減を目指す「環境会計」(environmental accountingあるいはgreen accounting)が急速に研究・展開され始めたが、環境会計の範囲を企業会計(ミクロ会計)に限定する「企業環境会計」(corporate environment accounting)は、企業が環境保護に対する施策をどれだけ効率的に対応しているかを貨幣数値、物量数値または叙述形式で捕捉し、企業の利害関係者(とりわけ株主、経営者、従業員、消費者、金融機関、地域住民、規制主体)に報告する一連の会計手続である。その一分野の「環境財務会計」における環境関連情報の自主的な報告手段として、環境方針・環境目標、環境管理、環境保護対策等に関する記述情報・数量情報を盛り込んだ「環境報告書」(environmental report)が利用されるようになった(菊谷〔1996〕18頁)。

たとえば、英国における最大級の化学会社であったICI(Imperial Chemical Industries)は、年次報告書とは独立した形で、『安全・健康・環境保全の成果 1996年版』(Safety, Health and Environment Performance 1996)および『環境負荷:ICIアプローチ』(Environmental Burden: The ICI Approach)を別冊として公表し、当該環境報告書の中で、化学排出物(chemical emissions)が環境に与える潜在的損害(potential harm)を評価し、潜在的な環境影響(potential environmental impact)を測定・管理・減少する「環境負荷法」を紹介している(菊谷〔1997b〕163頁)。ICI社が「環境報告書」で提示している「環境負荷法」では、まず、環境負荷原因を酸性度(acidity)、危険空中排出物(hazardous air emissions)、地球温暖化、オゾン層破壊、スモッグ(smog)、水中酸素不足(aquatic oxygen demand)、水生動植物に対する毒性(toxicity to aquatic life)に識別・区別し、次に、化学的な研究によって個別

の排出物につき環境負荷係数 (potency factor) を算出し、最後に、それぞれ個別に排出数量と負荷係数を乗じた環境負荷 (EB) が図表化されている (ICI [1996] p.12)。

その後、「環境報告書」は、各国において「環境経営報告書」、「環境・社会報告書」等の名称変更によって質的に拡大され、さらに「統合報告書」(integrated report) へと進化を続けている。「統合報告書」とは、財務情報のみならず、財務報告目的を果たすために統合され得る企業統治や経営者報酬に関する情報、社会・環境・倫理情報等の非財務情報を含めた報告書である (古庄 [2012] 5 頁)。統合報告書は、財務情報と非財務情報とを統合化した最新のコミュニケーション・ツールであり、作成者 (経営者) の立場からは財務的視点と戦略的視点を統合したビジネス・レポートであり、利用者の立場からは企業の長期持続的サステナビリティと長期的価値創造を判断する報告書である (古賀=池田 [2015] 2~3 頁)。

このように、ASSC が 1975 年に公表した『会社報告書』は、その後における財務報告制度に多大な影響を与え、現在、世界的に展開されている「統合報告書」の源泉・ルーツとしても高く評価されるべきである。

2. ASB 公表の『財務報告原則書』とその影響

1990 年 8 月 1 日に ASC から改組された ASB は、ASSC の『会社報告書』と同様に、英国における概念フレームワークとして『財務報告原則書』(*The Statement of Principles for Financial Reporting*: 以下、SPFR と略す) を 1999 年 12 月に公表している。

SPFR においても、主要財務諸表のほかに、補足情報 (accompanying information) として、「5 年間の傾向に関する情報」(five-year trend information)、「営業・財務概況報告書」(operating and financial reports: 以下、OFR と略す)、「取締役報告書」(director's reports) および「会長陳述書」(statements by the chairman) が例示されている (ASB [1999] par.7.15)。補足情報には、(a) 事業体の活動を記述・解説する叙事的ディ

スクロージャー (narrative disclosures)、(b) 過年度実績の要約 (historical summaries) および数年間の傾向の情報 (trend information) (c) 非会計情報・非財務情報 (non-accounting and non-financial information) および (d) 財務諸表本体への計上には適当であるとみなされない革新的あるいは試験的ディスクロージャー (evolutionary or experimental disclosures) が含まれる (SPFR, par.7.16)。

事業体およびその取引が複雑になればなるほど、情報利用者は財務業績・財政状態の基礎となる主要な特性 (main features) に関する客観的・包括的な分析説明をますます必要とする。そのようなディスクロージャーは、典型的には OFR に記載されているが、(a) 財務業績の主要要因 (たとえば、主たるリスク・不確実性・数年間の傾向およびその対応方法)、(b) 財政状態の動向 (たとえば、資本構成・財務方針に関して採用される戦略) および (c) 将来の投資形態とみなされる当期の活動および支出を検討しているならば、最も有用となる (SPFR, par.7.18)。

会計基準設定権を ASC から引き継いだ ASB は、会計実務から帰納して会計基準を作成する「実用的アプローチ」(pragmatic approach) を放棄し、理論的に首尾一貫した概念フレームワークに基づいて会計基準を作成する「概念的アプローチ」(conceptual approach) を採択した。ASB が「概念的アプローチ」を採る以上、会計基準間の首尾一貫性を確保するために、FRS の新規作成および SSAP の修正・廃棄は SPFR の内容に影響を受けざるを得なかった (菊谷 [2002] 124 頁)。

3. 上場企業の連結財務諸表におけるリスク情報開示

前述したように、EU における会計の「2005 年問題」に対応する形で、2005 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度には、連結財務諸表は EU 採択版 IFRS (EU-adopted IFRS) に基づいて作成されなければならない (Gee [2006] p.1, UK Accounting Consulting Services team of PricewaterhouseCoopers LLP [2011] par.2.4)。

なお、EU 採択版 IFRS を採用しない企業・事業体のために、従来の FRS を修正・集約して作成された FRS102 が 2013 年 3 月に公表され、2015 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度に適用されることになっている (Haworth and Rigelsford [2013] pp.7 ~ 8)。つまり、上場企業の連結財務諸表の作成には EU 採択版 IFRS が強制適用され、上場企業の個別財務諸表やそれ以外の事業体の連結財務諸表・個別財務諸表の作成には IFRS または FRS102 (任意的に FRS101) が選択適用されることになる。

ここでは、「リスク情報開示」にとって相対的に重要である上場企業の連結財務諸表に強制適用される IFRS について検討することにする。

金融商品に関する IFRS7 (par.1) によれば、金融商品に対して (a) 財政状態・業績に対する金融商品の重要性、(b) 期中・決算日に金融商品から生じるリスクの性質と程度、当該リスクの管理方法が開示されなければならない。つまり、財務諸表利用者に「金融リスク」を評価できるように、「財務諸表に関連する開示」と「リスク管理に関連する開示」が要求される。「財務諸表に関連する開示」は、「財政状態計算書および包括利益計算書に関する開示」、「ヘッジ会計に関する開示」および「公正価値に関する開示」に分類され、また「リスク管理に関連する開示」は「定性的開示」と「定量的開示」に分類される (菊谷 [2009] 79 頁)。

たとえば、貸付金・債権 (金融資産) を当初認識時に公正価値で評価し、評価額の変動を損益計上する場合、「信用リスク」の変化による公正価値変動が財務諸表に重要な影響を与える可能性があるため、(a) 信用リスクに対する最大エクスポージャー (起こり得る最悪の事態)、(b) 信用デリバティブズまたは類似金融商品による信用リスクの軽減金額、(c) 信用リスクの変化による公正価値の変動額 (期中変動額と累積変動額)、(d) 前記 (c) の変動額の計算方法を開示しなければならない。同様に、金融負債に対しても前記 (c) と (d) が開示される (IFRS7, pars.9 ~ 10)。

金融商品に関連する「リスク管理」としては、下記のような (1) 「定性的開示」(qualitative

disclosures) と (2) 「定量的開示」(quantitative disclosures) が行われる (IFRS7, pars.33 ~ 34)。

- (1) 金融商品から生じるリスクの種類ごとに、下記事項について「定性的開示」を行う。
 - (a) リスクに対するエクスポージャーおよびリスクの発生源
 - (b) リスクを管理する目的、方針、手続およびリスクの測定に使用される方法
 - (c) 上記 (a) および (b) に関する過年度からの変更の情報
- (2) 経営者に内部的に提供される情報に基づき、決算日現在のリスク・エクスポージャーに関する定量的情報を「信用リスク」(credit risk)、「流動性リスク」(liquidity risk) および「市場リスク」(market risk) の種類ごとに開示する。

上記 (2) 「定量的開示」における「信用リスク」の開示に関しては、金融資産の正味リスク・ポジションと将来の減損可能性の高い金融資産の範囲を示すことにあるため、金融資産の種類ごとに「信用リスク」の最大エクスポージャーを表す金額 (相殺要件を満たさない担保等の金額は除く)、担保等の開示が必要である。延滞または減損に関する金融資産については、減損していないが、延滞している金融資産の年齢分析、個別に減損していると判断した金融資産に対する判断の要因分析等を開示しなければならない (IFRS7, pars.36 ~ 37)。

「流動性リスク」は予定より早く金融負債の支払が求められる可能性によって生じるので、流動性リスクに関して、すべての金融負債の残存契約期間に基づく満期分析 (maturity analysis) が開示されなければならない。満期分析とともに、「流動性リスク」の管理方法も開示される (IFRS7, par.39)。

「市場リスク」は、「通貨リスク」(currency risk)、「金利リスク」(interest rate risk)、「価格リスク」(price risk) に分けられるが、「市場リスク」ごとの感応度分析 (sensitivity analysis) を開示する必要がある。「感応度分析」では、決算日現在で損益・持分がどの程度影響され、その分析で使用された方法・仮定、方法・仮定の変更の旨・変更の理由について開示しなければ

ばならない。(IFRS7, par.40)。

わが国では、企業会計審議会により1999年1月22日に公表された「金融商品に係る会計基準」を差し替える形で企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan : ASBJ)が2006年8月11日に修正・公表した企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」は、金融商品の状況・リスク管理体制等に関する情報開示の充実を図るために2008年3月10日に再修正・公表されている。「金融商品の状況に関する事項」を注記するに際しては、金融商品の内容とそのリスク、金融商品に係るリスク管理体制等を記載しなければならない(「金融商品に関する会計基準」40-2項)。金融商品に係るリスクは、取引相手先の契約不履行に係るリスク(信用リスク)、市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)、支払期日に支払いを実行できなくなるリスク(資金調達に係る流動性リスク)に分類され、それぞれの概要が注記されることになる。金融商品に係るリスク管理体制には、リスク管理体制、リスク管理規程、管理部署の状況、リスクの減殺方法または測定手続等を記載しなければならない。

なお、IAS37「引当金、偶発債務および偶発資産」(par.86)によれば、偶発債務(contingent liability)については、決済のための流出の可能性がほとんどない場合を除き、(a) 偶発債務の種類別の性質に関する簡潔な説明、実行可能ならば(b) 引当金の測定基準によって測定された偶発債務の財務的影響額、(c) 資源流出の金額と時期に関する不確実性の兆候、(d) 払戻しの可能性を開示しなければならない。

さらに、決算日と財務諸表公表の承認日の間に発生した事象である「後発事象」(events after the reporting period)のうち、企業にとって不利な事象(および有利な事象)が開示される。「後発事象」は、(a) 決算日に存在した状況について証拠を提供する「修正後発事象」、(b) 決算日後に発生した状況を示す「非修正後発事象」に分類される(IAS10, par.3)。下記のような「修正後発事象」には、財務諸表に反映させるために金額が修正されなければならない(IAS10, pars.8~9)。

- (a) すでに現在の債務を有していたことが証明され、決算日後における訴訟事件が解決した場合(この場合には、引当金の修正または新たな引当金の設定が必要となる。)
- (b) ある資産がすでに減損していたことが明らかになった場合、あるいはすでに計上されていた減損損失に修正の必要性が生じた場合(具体例として、決算日後の顧客の倒産により決算日に減損が確認された場合、決算日後の棚卸資産の売却により決算日の正味実現可能価額についてはその証拠の提供を行う場合)
- (c) 決算日前に行われた資産の購入・売却について、決算日後に購入原価・売却価額の決定がある場合
- (d) 決算日以前に利益分配やボーナスを支払う法的・推定的債務があり、その金額が決算日後に決定される場合
- (e) 財務諸表が誤っていたことを示す不正または誤謬を発見した場合

財務諸表を修正してはならない「非修正後発事象」については、開示しないことが財務諸表利用者による経済的判断に影響を与えるほど重要である場合には、その事象の性質および財務的影響の見積りまたはそのような見積りが不可能である旨の記述を行う必要がある(IAS10, par.21)。なお、企業の清算または営業停止を行う方針を決定するか、またはそうすること以外に現実的代替案がないと経営者が決算日後に判断した場合には、「継続企業」を前提として財務諸表を作成することはできない(IAS10, par.14)。

一般に開示される「非修正後発事象」の事例としては、(a) 決算日後の主要な企業結合または主要な子会社の処分、(b) 事業廃止計画やこれに伴う資産の処分または負債の清算計画の発表、(c) 主要な資産の購入、(d) 決算日後の火災による主要生産設備の損壊、(e) 重要なリスクチャリングの発表または着手、(f) 決算日後の資産価格または為替相場の異常な変動、(g) 決算日後に施行または公表された税率等の変更で及ぼす法人税額および繰延税金資産・負債への重要な影響、(h) 多額の保証の発

行等の重要なコミットメントまたは偶発債務の発生、(i) 決算日後に発生した重要な訴訟の開始等が挙げられる (IAS10, par.22)。

このように、「後発事象」における多種・多様な「事業リスク」は、重要である限り、「リスク開示情報」として提供されている。

VI むすびー英国におけるリスク情報開示の特徴と課題一

英国では、1973年のEEC加盟により「会社法に関する理事会指令」の国内法化が強いられることになった。とりわけ、個別財務諸表の会計規定に関する第4指令(1978年7月採択)と連結財務諸表に関する第7指令(1983年6月採択)は、英国の会社法における会計規定にとって重要である。会社法だけでなく、英国の会計基準(SSAP, FRS)にも重要な変更が余儀なくされた。

会社法の規定によれば、小会社を除く会社に対して「戦略報告書」(または「取締役報告書」)の作成が義務付けられている。「戦略報告書」の中で記載される「事業概況」では、企業が直面している主要なリスクと不確実性として環境問題、従業員、社会・地域・人権問題に関する情報も開示されなければならない。姚 ([2014] 175頁)も指摘しているように、英国に限らずEU諸国では、社会、従業員、環境、人権、腐敗防止に関する方針、実績、主要リスクなどの情報開示が義務付けられ、さらに環境・社会問題の開示も重視され、開示内容の範囲が広いことに加えて、従来における予測情報の開示が要求されている。

ただし、このように事業リスク・金融リスク等の経済的リスクのほかに、労働的リスク(従業員問題等)、自然的リスク(環境問題等)、社会的リスク(人権侵害問題等)の開示は充実されてきたが、経済的リスクを伴うような政治的リスクの開示は皆無に等しい。たとえば、一党独裁国家の政策豹変によるカントリーリスク(たとえば、チャイナリスク等)、政権交替に伴う政策変更(たとえば、米国におけるトランプ政権交替による経済政策改変等)から招来

する政治的リスクの開示も企業活動のリスクを予測する上では重要な要件になっている。とりわけ多国籍企業を取り巻く国際環境下では、諸外国の政治的リスクの開示は多国籍企業のリスク情報開示にとって必要不可欠であると言っても過言ではない。

さらに、2002年に公表されたEU規則により、2005年1月1日以降、連結財務諸表の作成にIFRSが強制適用されることになった。2008年のリーマン・ショック、企業不祥事や不正経理の横行等により、IFRSにおけるリスク情報は拡充され、とりわけ、「金融リスク」の情報開示は質・量的に強化されている。英国では、EU離脱に関連するリスク情報の追加的開示も余儀なくされるかもしれない。財務業績に関する主要なリスク・不確実性、財務戦略、将来の投資戦略等を記載するOFR(営業・財務概況報告書)が作成されているが、企業と利害関係者との間のコミュニケーションを改善するために、さらにOFRの質的開発も必要である。

【注】

- (1) 「実務勧告書」(SORP)とは、会計基準に取り上げられていない特殊な個別問題のために作成された勧告書であり、職業会計人メンバーには強制されず、それからの離脱も財務諸表に開示する必要がない。最初のSORPとして「年金計算書」(Pension Scheme Accounts)が1985年5月に発表されている。なお、SORPの下位勧告書として「許容可能な実務勧告書」(franked SORP)が作成されているが、たとえば特定の産業にしか適用できない会計問題を対象としたSORPである。その作成は主として当該産業の代表から成る作業部会によって行われ、会計基準設定機関により最終的に承認されたものだけが当該産業界から公表される。第1号として「オイル・ガス探査・生成活動に関する開示」(Disclosure about Oil and Gas Exploration and Production Activities)が1986年3月に発表された(菊谷 [1988]6頁)。
- (2) FRS102は中小企業用IFRSを一部修正して作成されているが、中小企業用IFRSでは認め

られない有形固定資産の再評価モデルによる再測定は容認され、従来のFRS15「有形固定資産」(Tangible fixed assets) (par.42)における規定が踏襲されている。また、のれんの会計処理として、IFRS3「企業結合」(Business Combinations) (pars.54～55)は減損処理を強制適用し、中小企業用IFRSは10年以内の規則的償却法を採用するが、FRS102は英国会社法との整合性を考慮して5年以内の規則的償却法を採択している (KPMG/あずさ監査法人 [2014]92頁および122頁)。

(3) 姚 ([2013]53～57頁)は、企業リスクを「金融リスク」(金融市場リスク)、「ビジネスリスク」(プロダクト市場リスク)および「自然・社会環境リスク」に分類している。「金融市場リスク」は市場リスク (為替リスク、金利変動リスク)、流動性リスクと決済リスク、「プロダクト市場リスク」は戦略リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスク、財務リスクとレピュテーション・リスク、「自然・社会環境リスク」は自然災害リスク、カントリー・リスク、環境リスクと社会リスクに細分化されている。

(4) EU加盟国は、「会社法に関する理事会指令」を自国の国内法に導入する条約上の義務を負う。指令 (Directive)は、加盟国の国内法調整を要請し、加盟国に対して強い法的拘束力を持つものである。加盟国は、これに沿って自国の国内法を修正する条約上の義務を負い、1968年の第1指令採択以来、加盟国の会社法規定の統一化に向けられている。英国も、1973年のEEC加盟を契機に国内法の改正が余儀なくされ、EUという経済地域主義の進展は、否応なく英国の会社法および会計基準に重要な変更をもたらしている。事実、EC第4指令は1981年会社法の中に大幅に採り入れられ、1948年会社法以来の大改正であった (菊谷 [1988]179頁)。

(5) 1981年会社法における主な改正規定は、次のとおりである (Taylor and Turley [1986] pp.40～42, 邦訳書, 46～48頁)。

(a) 法律によって財務諸表の様式 (format of accounts)は定められていなかったが、1981

年法は貸借対照表について2種類、損益計算書について4種類のモデル様式を示した。

(b) 会社法の中に初めて、会計原則が収められた。会計報告書の作成に当たり遵守しなければならない一般原則として、継続企業、継続性の原則、慎重性の原則、発生主義の基本的会計概念が列挙されている。

(c) 財務諸表に対して「真実かつ公正な概観」を示す要件は、すべてに優先する最高規範であることを再指摘した。それと同時に、会社法の諸規定に準拠することによって、「真実かつ公正な概観」を付与しえない場合には、当該強制規定からの離脱 (departure from those requirements)が正当化された。

(d) 売上原価情報の明細の開示など、開示要件が拡充された。

(e) 大会社・中会社・小会社の会社分類規定が導入され、中会社・小会社に対して会社登記官への提出計算書類が簡略化された。

(f) 「取締役報告書」について、将来予想意見の盛り込み等、開示内容の拡充が図られ、初めて監査対象となった。

(6) 英国では、ECの「会社法に関する理事会第4指令：会社の年次決算書」(1978年採択)に基づいて改正された「1981年会社法」により小会社 (small company) と中規模会社 (medium-sized company)が規定された。現行の総括法である「2006年会社法」第382条の規定によれば、「小会社」とは、当該年度 (that year) と前事業年度 (preceding financial year) において、下記3要件のうち2要件を満たす会社をいう (Ervin [2012]p.396)。

(a) 売上高規準：650万ポンド以下の金額

(b) 資産額規準：326万ポンド以下の金額

(c) 従業員規準：50名以下の人数

なお、「売上高規準」と「資産額規準」における数値は、経済状況・物価変動等の理由によって増額・変動している (菊谷 [2013b]3頁)。

(7) 2006年会社法 (第385条)によれば、「上場会社」は下記の会社に限定される。

(a) 「2000年金融サービス・市場法」(Financial Services and Markets Act 2000)の規定に従っ

て公認リスト (official list) に株式資本 (equity share capital) が含まれている会社
(b) EEA 国に株式資本が公式に上場されている会社

(c) ニューヨーク証券取引所またはナズダックのような取引所で株式資本が取引される会社

上記 (a) における「公認リスト」は、「2000年金融サービス・市場法」第103条第1項に定められている。(b) のEEA とは、ヨーロッパ経済領域 (European Economic Area) のことであり、EEA 国とは、EU、ノルウェー、アイスランドまたはリヒテンシュタインの一国のことである (Haworth and Rigelsford [2013] p.145)。

《参考文献》

- Accounting Standards Board [1999] *Financial Reporting Standard 15 “Tangible fixed assets.”* …… FRS15
- Accounting Standards Board [1999] *The Statement of Principles for Financial Reporting.* …………… SPFR
- Accounting Standards Steering Committee [1975] *The Corporate Report.*
- Ervine, Cowan [2012] *Core Statutes on Company Law.* Palgrave Macmillan.
- 古庄 修 [2012] 『統合財務報告制度の形成』中央経済社。
- Gee, Paul [2006] *UK GAAP for Business and Practice.* Elsevier Ltd.
- Haworth, Amy and Ken Rigelsford [2013] *GAAP2014 UK Reporting – Legal and regulatory framework.* Lexis Nexis.
- ICI [1996] *Safety, Health and Environmental Performance 1996.*
- International Accounting Standards Board [2004] *International Financial Reporting Standard 3 “Business Combinations.”* …………… IFRS 3
- International Accounting Standards Board [2007] *International Accounting Standard 10 “Events after the Reporting Period.”* …………… IAS 10
- International Accounting Standards Board [2009] *International Accounting Standard 37 “Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets.”* …………… ISA 37
- International Accounting Standards Board [2010] *International Financial Reporting Standard 7 “Financial Instruments : Disclosures.”* … IFRS 7
- 企業会計基準委員会 [2008] 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」。
- 菊谷正人 [1988] 『英国会計基準の研究』同文館。
- 菊谷正人 [1994] 『国際会計の研究』創成社。
- 菊谷正人 [1996] 「環境会計の課題」『社会関連会計研究』第 8 号。
- 菊谷正人 [1997a] 『多国籍企業会計論』創成社。
- 菊谷正人 [1997b] 「環境報告書」『経理研究』第 41 号。
- 菊谷正人 [2002] 『国際的会計概念フレームワークの構築—英国会計の概念フレームワークを中心として—』同文館。
- 菊谷正人編著 [2009] 『IFRS・IAS (国際財務報告書・国際会計基準) 徹底解説—計算例と仕訳例でわかる国際会計基準—』税務経理協会。
- 菊谷正人 [2013a] 「わが国財務会計制度の国際化の展開と展望」『経理研究』第 56 号。
- 菊谷正人 [2013b] 「英国における中小法人課税の特徴—中小法人課税の日英比較—」『租税実務研究』第 1 号。
- 古賀智敏責任編集＝池田公司編著 [2015] 『統合報告革命』税務経理協会。
- KPMG/ あずさ監査法人編 [2014] 『英国の新会計制度』中央経済社。
- Lee, Geoffrey Alan [1986] *Modern Financial Accounting (Fourth Edition),* Van Nostrand Reinhold (UK) Co.Ltd.
- 中川美佐子 [1991] 『EC5 カ国の会計および監査制度』千倉書房。
- 沖野光二 [2006] 「会計基準の国際化の特徴と課題」『會計』第 170 巻第 6 号。
- 沖野光二 [2012] 「英国財務報告制度の将来像の新たな展開—英国 ASB 財務報告公開草案 (草案 FRS100, 101 and 102) を手掛かりとして—」『国際会計研究学会 年報 2011 年度 第 2 号』。
- Parker, R.H. [1984] *Macmillan Dictionary of Accounting,* The Macmillan Press Ltd.
- Scapens, Robert W. [1981] *Accounting in an Inflationary Environment (Second edition),* Macmillan Publishers Ltd. (碓氷悟史＝菊谷正人共訳 [1987] 『インフレーション会計—財務会計情報と管理会計情報』白桃

書房。)

田中 弘〔1986〕「イギリスにおける会社法と会計基準の対立と調和」『会計ジャーナル』1986年11月号。

Taylor, Peter, and Stuart Turley〔1986〕*The Regulation of Accounting*, Basil Blackwell. (染谷恭次郎監訳・市村 功訳〔1991〕『イギリス会計規則』森山書店。)

Tweedie, David P.〔1984〕“True and fair rules”, *Accountant's Magazine*, October 1984.

UK Accounting Consulting Services team of PricewaterhouseCoopers LLP〔2011〕*Manual of Accounting—UK GAAP 2012*, Bloomsbury Professional.

姚 俊〔2013〕『グローバル化時代におけるリスク会計の探究』千倉書房。

姚 俊〔2014〕「日米欧のリスク開示制度の国際比較」『産業経理』第74巻3号。

(付記) 本稿の研究は、科学研究費補助金・基盤研究(A)「国際的なリスク・エクスポージャーと最適開示の制度設計に関する総合的研究」(研究代表者：與三野禎倫・神戸大学教授)の助成を受けている。